

## EPA ENERGY STAR® 第三者認証制度に関するFAQ

1. **Q: ENERGY STAR の第三者認証要件は、いつ施行されたのか。**

A: 2011年1月1日。

2. **Q: 2011年1月1日より前に適合にした製品を引き続き適合にしておくためには、新要件の発効後に再度試験しなければならないのか。**

A: **2011年および2012年早期に基準が改定される製品:**

改定基準が発効するまでの間、パートナーは、2011年1月1日より前に適合にしたモデルのENERGY STAR適合を維持するための対応をとる必要はない。**改定基準の発効時において、EPAは、ENERGY STAR 適合製品 (QP: Qualified Product) 一覧から、以前に適合にしたモデルをすべて削除する。**パートナーは、以前に適合にしたモデルを含めたすべての製品が、確実に EPA 承認認証機関 (CB) により第三者認証を受けているようにしなければならない。これらの認証結果は、新たな QP 一覧の情報元となる。

**2012年早期以前に基準改定が予定されていない製品:**

一部の製品区分に関し、EPAは、近い将来に基準の改定を予定していない。**これら製品区分についてEPAは、検証試験の対象にするため、製造事業者が2011年3月31日までにEPA承認CBを介して製品を登録することを求める予定である。**該当する製品区分は以下のとおり。

- 業務用蒸し器
- 業務用冷蔵庫および冷凍庫
- 業務用鉄板焼き調理器／グリドル (ガス)
- 集中管理型エアコン&空気熱源型ヒートポンプ
- 地熱型ヒートポンプ (水-水)
- 小型業務用空調機器／HVAC
- 屋根製品
- 居室用空気清浄機

これら製品の適合を維持するため、パートナーは以下の情報を CB に提出する必要がある (ただし、以下の情報に限定されない)。

- ENERGY STAR適合の維持 (その結果、検証試験の対象となる) を希望する、2011年1月1日より前にEPAに対して適合を目的に届出されたモデルの一覧。(なお、米国または[参加国／地域の市場](#)において現在販売されている製品のみが、適合維持の対象となることに留意すること。)
- パートナーの CB が要求するあらゆる追加情報 (この追加情報は、最初の製品適合書類一式の届出時に提出した情報と似ているかもしれないが、必ずしもこれら情報に限定されるものではない。)

パートナーは、この情報を**2011年3月31日までにCBに提供しなければならない**。この日付までに登録されなかったモデルは、4月15日の情報更新時にENERGY STAR適合製品一覧から削除され、これら製品に対するラベルの継続使用はロゴ違反と見なされる。

3. **Q: 第三者認証要件のもと、ENERGY STAR パートナーは、どのように製品を適合にするのか。**

A: ENERGY STARパートナーは、これまでは、希望の試験所で自社製品を試験し、適合に基づく審査を目的として、直接EPAに製品データを提出することができた。2011年1月1日に発効した今回の新たな要件のもとでは、パートナーは、EPAに承認された希望の認証機関 (CB) によって、自社製品を認証してもらうことが義務づけられる。製品の認証後、CBは、当該製品がENERGY STAR要件を満たしていることをパートナーに通知し、ENERGY STARウェブサイト掲載のため適合製品のデータをEPAに提出する。[新規手続の詳細を説明する工程表 \(フロー図\)](#) を参照すること。

4. **Q: 認定試験所を使用しなければならないか。**

A: はい。関連する試験方法についてISO/IEC 17025 の認定を受けている試験所において、ENERGY STARに対し製品を試験することが義務づけられる。EPAは、第一者試験所が、[ENERGY STARプ](#)

[プログラムの認証機関の承認に関する条件と基準 \(Conditions and Criteria for Recognition of Certification Bodies for the ENERGY STAR Program\)](#)の付属資料Aに説明されるISO 17025 準拠の明示を含む、EPA承認CBの監理または立会製造事業者試験所 (SMTL/WMTL) プログラムに登録されている場合には、当該試験所で試験を実施できるという特例を設けている。

5. Q: **要するに、自社製品を EPA 承認試験所で試験し、その結果を CB に送ればよいのか。**

A: いいえ。製造事業者は、製品機種や CB のプログラムの特性に基づき、どの試験所が試験の実施に適しているのかを、EPA 承認 CB に確認しなければならない。

6. Q: **ENERGY STAR 製造事業者パートナーは、2011 年 1 月 1 日以降、既に適合にしている製品群(ファミリー)に対して、どのように新規モデルを追加すればよいか。**

A: 関連基準における製品群 (ファミリー) の定義に従う場合において、製造事業者は、追加試験を実施することなく、既に EPA によって適合にされた製品群 (ファミリー) にモデルを追加することができる。パートナーは、既存の適合製品群 (ファミリー) の追加モデルを審査用に届出するための現行手続き (すなわち、OPS または製品特定ウェブアドレスを介した届出方法) に従うこと。

2011 年 1 月 1 日までの時点において製品群 (ファミリー) の適合が考慮されている製品区分は以下のとおり。

- 音響/映像 (AV) 製品
- 家庭用天井扇
- 業務用保温庫
- 業務用オーブン
- 業務用蒸し器
- コンピュータ
- ディスプレイ
- 一体型 LED 電球
- 画像機器
- 家庭用食器洗浄機
- 家庭用冷蔵庫および冷凍庫
- コンピュータサーバー
- 半導体照明器具
- 家庭用換気扇
- 家庭用温水器

他の製品区分すなわちすべての第三者認証製品群 (ファミリー) については、製造事業者は、既に適合にした製品群 (ファミリー) に新規モデルを追加するために、EPA 承認認証機関と取り組まなければならない。

7. Q: **AB、試験所、あるいは CB に対する EPA 承認は、どのような効力があるのか。**

A: 承認を得るために各団体が満たさなければならない要件は、[www.energystar.gov/testingandverification](http://www.energystar.gov/testingandverification)から入手可能である。

8. Q: **EPA 承認認定機関 (AB)、試験所、または CB の一覧は、どこで見ることができるか。**

A: [EPA承認認定機関 \(AB\)](#) の一覧。  
[EPA承認認証機関 \(CB\)](#) の一覧。  
[EPA承認試験所](#) の一覧。

EPA は引き続き承認申請を処理し、継続的にこれら一覧を更新する予定である。

9. Q: **いつから自社製品を ENERGY STAR 適合として販売開始してよいのか。**

A: パートナーは、製品が ENERGY STAR 基準を満たしているという書面による通知を CB から受け取り次第、当該製品の ENERGY STAR 適合としての販売を開始することができる。唯一の例外は、これから参加するパートナーが最初に適合にする製品である。この場合、EPA は、パートナー申請の処理を完了し、新規の ENERGY STAR パートナーに対して、製品を ENERGY STAR 適合として販売するためのラベルと ENERGY STAR ロゴガイドライン (ENERGY STAR Identity Guidelines) を提供する必要がある。

10. **Q: EPA は、ENERGY STAR に関する製品の国際的な承認を継続するのか。**  
A: EPA は、現行の国際的な相互承認を支援する。ただし、米国に入ってくるすべての製品は、2011年1月1日に発効する EPA の第三者認証要件を満たさなければならない。
11. **Q: 検証試験に第一者試験所を使用してよいか。**  
A: 製造工程から試験対象を入手する試験が唯一の実施可能な選択肢であるという、一部の希な事例においてのみ、検証試験を第一者試験所で実施することが許可される。検証試験用に選択された機器が製造施設の製造工程から入手される場合、資格要件を満たした CB 職員が試験に立ち会うという条件のもと、検証試験を EPA に承認された第一者試験所で実施することができる。製造工程から試験対象を入手する試験方法は、極度に大型、高価、あるいは受注製造の製品に対する単なる選択肢であると、EPA は考えている。
12. **Q: 自社製品のうち、どのくらいの数の製品が継続的な検証試験の対象になるのか。また、検証試験はどのくらいの頻度で実施されるのか。**  
A: CB は、毎年、自己が認証した製品の少なくとも 10% を、検証試験用に選択する責任を負う。これら製品の少なくとも半数は、無作為に選出される。このように、任意の年に検証試験の対象となる個別パートナーの製品数は、様々である。また CB は、製品選択の時期を決める権限を有しており、そのため検証試験は、CB や製品区分によって、四半期毎、半年毎、または年一回の計画で実施される可能性がある。
13. **Q: 自社製品がブランド名を除いて他社製品と同一であり(例:製品Xは、OEM 製品である製品 Y の自社ブランド版)、製品 Y については適合、検証、あるいは申し立てによる試験や設計変更が行われる場合、製品 Y の試験結果に基づき、製品 X の適合、再認証、あるいは認証の取り消しを行うことは可能か。**  
A: はい。両方の事業者が、認証を取得するために当該製品を同一の CB を通じて届出し、その CB が、両方の製品を同一として認めることに同意する場合、この CB の同意のもと、1 つの報告書によって、その報告書が示す当該製品に対する試験要件を満たすことができる。
14. **Q: 新たな第三者認証要件には、誰が出資するのか。**  
A: 新たな試験と検証の手続きは、パートナーの出資により行われる。パートナーは、試験所と CB に直接支払いをする。
15. **Q: CB は、試験報告書の審査に、どのくらいの期間を要するのか。**  
A: 審査期間は製品区分や CB によって異なると、EPA は考えている。パートナーの製品導入周期への潜在的な影響を EPA が予測できるようにするために、CB には、EPA 承認申請要件の一部として、審査過程の詳細な説明を EPA に提供することが義務づけられている。EPA は、製品開発周期や市場投入時期に関するパートナーの懸念に適切に対応する期間内に、確実に認証が行われるように、CB と協力して取り組んでいる。
16. **Q: 製品が認証された後でも、ラベルを貼付する前に EPA による審査が必要であるか。**  
A: 必要ない。EPA は、EPA 承認 CB による認証を含めたすべての ENERGY STAR 要件を満たす製品に対する ENERGY STAR マークの使用を、パートナーに認める。
17. **Q: パートナーは、製品が引き続き ENERGY STAR 要件を満たす場合でも、製品の更新情報を提供する必要があるか。**  
A: 2011年1月1日以降、パートナーは、認証された自社製品のエネルギー性能に影響する変更については、当該製品が引き続き ENERGY STAR 要件を満たすとしても、CB に通知しなければならない。CB は、追加試験データが必要かどうかを判断する。
18. **Q: 検証試験において、製品の不合格とはどのようなことであるか。**  
A: ENERGY STAR 製品は、ENERGY STAR 基準に説明される ENERGY STAR 要件を超える場合に、検証試験において不合格と見なされる。DOE の最低効率要件に関する質問については、DOE に問い合わせること。
19. **Q: EPA 承認を申請し認められた第一者認定試験所は、監理製造事業者試験所(SMTL)として、EPA 承認認証機関に登録しなければならないのか。**  
A: いいえ。EPA 承認認定機関に認定された試験所資格の一つとして、申請に基づき EPA により正式に承認されている EPA 承認認定第一者試験所は、実施する試験を EPA 承認認証機関に監理または

立会してもらわない必要はない。ただし CB は、当該試験所が希望する場合において、SMTL として登録することができる。

**20. Q: 当試験所は、ENERGY STAR 適合を目的とした外部電源装置を試験している。なぜこの製品区分は、EPA の試験所承認申請書に記載されていないのか。**

A: ENERGY STAR の外部電源装置、デジタル・アナログ変換器、および（エネスタ適合の外部電源装置を有する）最終使用製品プログラムは、2010 年末に廃止される予定である。

**21. Q: EPA は、承認の審査過程において、担当者を派遣し試験所を評価するのか。**

A: EPA は、現地査察を実施しない予定である。その代わりに、貴団体が認定の取得を求める場合には、EPA 承認 AB の職員が現場を査察する。貴団体が EPA 承認 CB の監理または立会製造事業者試験所（SMTL/WMTL）プログラムへの登録を求める場合は、当該 CB の職員が現場を査察する。

**22. Q: 製造事業者パートナーは、同一製品区分内の様々なモデルについて認証を得るために、複数の認証機関（CB）を利用してよいか。**

A: パートナーは製品区分ごとに 1 つの CB を利用すべきであるが、1 つの製品区分に複数の CB を利用することが認められる場合があるかもしれないと、EPA は認識している。例えば、既に原初（オリジナル）製品が CB により認証されている自主ブランド化製品をパートナーが保有している場合において、その自主ブランド化製品の当該パートナーが、自社名のもとでその製品の認証を得るときに、同じ CB を利用できないあるいは単に利用したくない可能性があることを、EPA は理解している。また、ある時間的制約の中で多くのモデルについて認証を得なければならない状況があるかもしれないが、1 つの CB のみを利用する場合には、これを達成できないと思われる。パートナーが同一製品区分について様々な CB を利用したいと思う理由については、他にいくつも例が考えられるために、EPA は、本要件にある程度の柔軟性を持たせることを認めている。しかし、できる限りパートナーが製品区分ごとに 1 つの CB を利用することが、引き続き最も推奨される。

**23. Q: 「自社ブランド化 (privately labeled)」製品についてはどのように適合にするのか。（自社製品がブランド名を除き他社製品と同一である場合、自社製品を ENERGY STAR 適合にするためには、自社が認証機関との手続を行わなければならないのか。）**

A: 以下の条件のいずれかに該当する場合は、「自社」が EPA 承認認証機関（CB）を通じて製品の認証を受け登録しなければならない。

- どちらの製品（自社および他社の製品）も現在 ENERGY STAR 適合ではない。
- 他社の製品が現在適合であり、CB により認証されている。
- 「自社」の製品が以下のいずれかである。
  - 屋根製品
  - 小型業務用空調機器/HVAC
  - 集中管理型エアコン&空気熱源型ヒートポンプ
  - 業務用冷蔵庫および冷凍庫
  - 居室用空気清浄機
  - 地熱型ヒートポンプ（水-水）
  - 業務用鉄板焼き調理器/グリドル（ガス）
  - 業務用蒸し器
- 「自社」の製品は上記一覧に含まれていないが、2011 年中または 2012 年前半に発効する ENERGY STAR 基準の改定が行われた。

「自社」の製品が上記条件のいずれにも該当しない場合、EPA は、管理運営上の変更として、直接新規適合の手続を行う。適合製品情報入力票または OPS 届出ツールへの入力を行い、試験報告書、試験報告書カバーシート、および当該モデルが以前に適合となったモデルとブランド名を除き同一であることを主張する同一性証明書を添付すること。